

■今後の市民協働推進委員会の具体的な活動

- わがまち協働大賞の選考
 - 1次選考・2次選考・ヒアリング
- 市民協働推進計画の進捗管理・評価
- 協働施策の推進
 - 協働を進めていくために必要なことについてテーマを設定して議論

■今後協働推進委員会で議論していくテーマ（案）

大きなテーマ

「協働を進めていくために今後必要な取り組みは？」

- 人材育成
 - 課題 ・まちづくりに関わる団体（まちづくり協議会・市民活動団体等）を担う人材の次世代育成ができていない。
世代交代が進まない。
 - ・もっと将来を見据えた若者世代のまちづくりへの参加促進につながる取組ができていない。
- 協働型の取組を増やすには
 - 課題 ・行政と市民が協働すればもっと効果的な事業があるのと考えられるが、お互いの情報不足のため協働で事業をしようとする意識につながらない。
- 協働を広める・進めるための体制はどうすれば良いか
 - 課題 ・協働を進める推進体制のしくみのひとつとして設置している市民協働推進委員会をより良い市民参画や合意形成の場とするにはどのようにすればよいか検討する必要がある。
 - ・地域担当職員制度が導入されるが、この制度を有効に機能させるには、行政も市民も共に趣旨を理解して試行し、フィードバックを行いつつ中長期的に制度を高めていく必要がある。
- 協働施策の進捗管理や評価はどのように行ったら良いか
 - 課題 ・協働を進めるための施策の進捗状況の確認や評価を市民にもわかりやすい形で行うための方法を検討する必要がある。

(参考)

○東近江市協働のまちづくり条例（平成26年3月25日 条例第4号）

第4章 推進体制等

（市民協働推進委員会）

第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

○東近江市協働のまちづくり条例施行規則（平成26年4月1日 規則第29号）

（市民協働推進委員会の組織）

第7条 条例第20条に定める東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の委員は、学識経験者、公募による市民及び市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、委員会に顧問を置くことができる。

（市民協働推進委員会委員の任期）

第8条 委員及び顧問の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（市民協働推進委員会の委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（市民協働推進委員会の会議）

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

（市民協働推進委員会の庶務）

第11条 委員会の庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。